

東日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する接続約款の変更の認可(加入光ファイバの開
通工事に係る時間指定手続の追加)について

(諮問第 1 2 0 2 号)

< 目 次 >

1	申請概要	1
2	審査結果	3

別添 接続約款変更認可申請書(東日本)(写)

申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 高部 豊彦
(以下「NTT東日本」という。)

2. 申請年月日

平成20年1月9日(水)

3. 実施予定日

認可後、速やかに実施。

4. 概要

現在、加入光ファイバの現地調査又は開通工事(以下「接続工事等」という。)については、実施日及び実施時間帯を個別の費用負担なしで予約することが可能となっているところ。

今回、法人ユーザからの要望を踏まえ、接続工事等を行う際の到着時刻を指定し予約できるメニューを追加するため、電気通信事業法第33条第2項の規定に基づき接続約款の変更を行う。

主な変更内容

現在、NTT東日本が実施する加入光ファイバの接続工事等については、実施日及び実施時間帯を予約することが可能となっているところ。

今回、法人ユーザからの要望を踏まえ、こうした一般的な予約メニューに加え、接続工事等を行う際の到着時刻を有償で指定できる特別な予約メニューを新たに追加することから、接続工事等の時刻指定に係る手続費を設定するため接続約款の変更を行う。

(1) 手続費の設定

接続工事等を行う際の到着時刻を有償で指定できる特別な予約メニューとして、次の手続費を設定。

区分		単位	手続費の額
接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続に要する費用	1件ごとに	8,587円

(2) 手続費の算定

指定された時刻に接続工事等を行う場所に到着し、接続工事等を開始するために必要となる調整時間に作業単金を乗じて算定。

$$\begin{array}{l}
 \text{(料金額)} \qquad \qquad \qquad \text{(作業時間)} \qquad \qquad \text{(作業単金)} \\
 8,587\text{円}/1\text{工事又は}1\text{調査} = 1.313\text{時間} \times 6,540\text{円}/\text{時間} \\
 \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad (78.8\text{分}) \qquad \qquad \qquad (H18\text{認可ベース})
 \end{array}$$

作業時間の考え方

9時指定から16時指定までの時間を1時間刻みで8パターンにモデル化し、指定10時以降の指定については、指定された時刻に接続工事等を行う場所に到着するために必要な調整時間（接続工事等の前に設けた待機時間）を設け、当該調整時間の平均を接続工事等に必要な作業時間とする。

通常	パターン1 (9時指定)	パターン2 (10時指定)	パターン3 (11時指定)	パターン4 (12時指定)	パターン5 (13時指定)	パターン6 (14時指定)	パターン7 (15時指定)	パターン8 (16時指定)	
8:00									
9:00	施工	調整	調整	施工	施工	施工	施工	施工	
10:00	施工	施工	調整	調整	調整	調整	調整	調整	
11:00	施工	施工	施工	調整	休憩	施工	施工	施工	
12:00	休憩	休憩	施工	調整	調整	休憩	休憩	休憩	
13:00	施工	休憩	休憩	施工	調整	調整	調整	調整	
14:00	施工	施工	施工	休憩	施工	調整	調整	調整	
15:00	施工	施工	施工	施工	施工	施工	調整	調整	
16:00		施工	施工	施工	施工	施工	施工	調整	
17:00		施工	施工	施工	施工		施工	施工	
18:00		施工		施工	施工	施工		施工	
19:00			施工			施工			
平均									
時刻指定に必要な調整時間等(分)	0	60	120	90	90	60	120	90	78.8

【凡例】

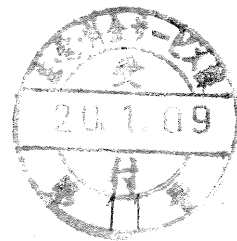
移動時間 (通常)
施工時間 (通常)
移動時間 (時刻指定)
施工時間 (時刻指定)
時刻指定に必要な調整時間

審査結果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	-	該当事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	-	該当事項なし。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	適	本手続の支払義務については、接続約款第 68 条に規定を追加することとしており、適正かつ明確に定められていると認められる。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	-	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、必要な情報の開示を受ける手続、接続の請求への回答を受ける手続、協定の締結及び解除の手続、情報開示に係る標準的期間、接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)オ）	-	該当事項なし。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、情報の開示を受ける手続、設置等の可否について回答を受ける手続、他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、工事に係る標準的期間、場所等に関して他事業者が負担すべき金額、工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	-	該当事項なし。
7 他事業者が屋内配線を利用する場合において、工事を行う手続、負担すべき金額、利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)キ）	-	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15 条(1)ク）	適	本件申請に係る手続費は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が明確に定められていると認められる。
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適	-	該当事項なし。

正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第5号及び審査基準第15条(1)オ)		
10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第6号及び審査基準第15条(1)オ)	-	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第7号及び審査基準第15条(1)オ)	-	該当事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法(施行規則第23条の4第2項第8号及び審査基準第15条(1)オ)	-	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、施行規則第15条の2ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第9号及び審査基準第15条(1)オ)	-	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第10号及び審査基準第15条(1)オ)	-	該当事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第11号及び審査基準第15条(1)オ)	-	該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	-	該当事項なし。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	-	該当事項なし。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。



接続約款変更認可申請書

東相制第 07-132 号
平成 20 年 1 月 9 日

総務大臣
増田 寛也 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにししんじゅくさんちやうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

たかべ とよひこ

代表取締役社長 高部 豊彦

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																									
<p>第3節 工事費及び手続費等の支払義務 (手続費の支払義務) 第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。 (1)～(27) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、支払いを要しないこととされた手続費が既に支払われているときは、その手続費を返還します。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、手続きの開始後終了前にその手続きの請求の取消しがあった場合には、協定事業者は、その手続きの請求の取消しにより新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額(個別に協議して定める額とし、個別契約の規定により算定するときは、その額とします。)を負担することを要します。</p> <p>料金表 第2表 工事費及び手続費 第2 手続費 1 適用 (略) 2 手続費の額 2-1 手続費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>単 位</th> <th>手続費の額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(30) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-2～2-3 (略)</p>	区 分		単 位	手続費の額	備 考	(1)～(30) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第3節 工事費及び手続費等の支払義務 (手続費の支払義務) 第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。 (1)～(27) (略) (28) 当社が、第34条の4(光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)第2項に規定する回答を行うための現地調査又は光信号端末回線の接続に係る工事(以下、「接続工事等」といいます。)を行う場合に、協定事業者が指定した時刻(当社が承諾したものに限り、以下、「指定時刻」といいます。)に接続工事等を行う場所に到着したとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第28号の規定にかかわらず、当社の責めに帰すべき事由により、接続工事等が完了しなかったときは、手続費の支払いを要しないこととします。</p> <p>4 当社は、支払いを要しないこととされた手続費が既に支払われているときは、その手続費を返還します。</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、手続きの開始後終了前にその手続きの請求の取消しがあった場合には、協定事業者は、その手続きの請求の取消しにより新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額(個別に協議して定める額とし、個別契約の規定により算定するときは、その額とします。)を負担することを要します。</p> <p>料金表 第2表 工事費及び手続費 第2 手続費 1 適用 (略) 2 手続費の額 2-1 手続費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>単 位</th> <th>手続費の額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(30) (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(31) 接続工事等時刻指定手続費</td> <td>指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用</td> <td>1件ごとに</td> <td>8,587円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2-2～2-3 (略)</p> <p>附 則 (実施時期) 1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。 (接続工事等時刻指定手続費の適用に関する経過措置) 2 この改正規定にかかわらず、第68条(手続費の支払義務)第1項第28号、同条第3項及び料金表第2表(工事費及び手続費)第2(手続費の額)2-1(手続費)第31欄の規定については、当社の準備が整い次第適用を開始するものとし、</p>	区 分		単 位	手続費の額	備 考	(1)～(30) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用	1件ごとに	8,587円	
区 分		単 位	手続費の額	備 考																						
(1)～(30) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)																						
区 分		単 位	手続費の額	備 考																						
(1)～(30) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)																						
(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用	1件ごとに	8,587円																							

その他費用の算定根拠
(NTT東日本)

目 次

手續費 2

手続費

(1) 接続工事等時刻指定手続費

区 分	金 額 等	備 考
作業単金(1時間あたり)	6,540 (単位:円)	
1の手続に要する作業時間	1.313 (単位:時間)	
当該作業に係る手続費	8,587 (単位:円)	x